

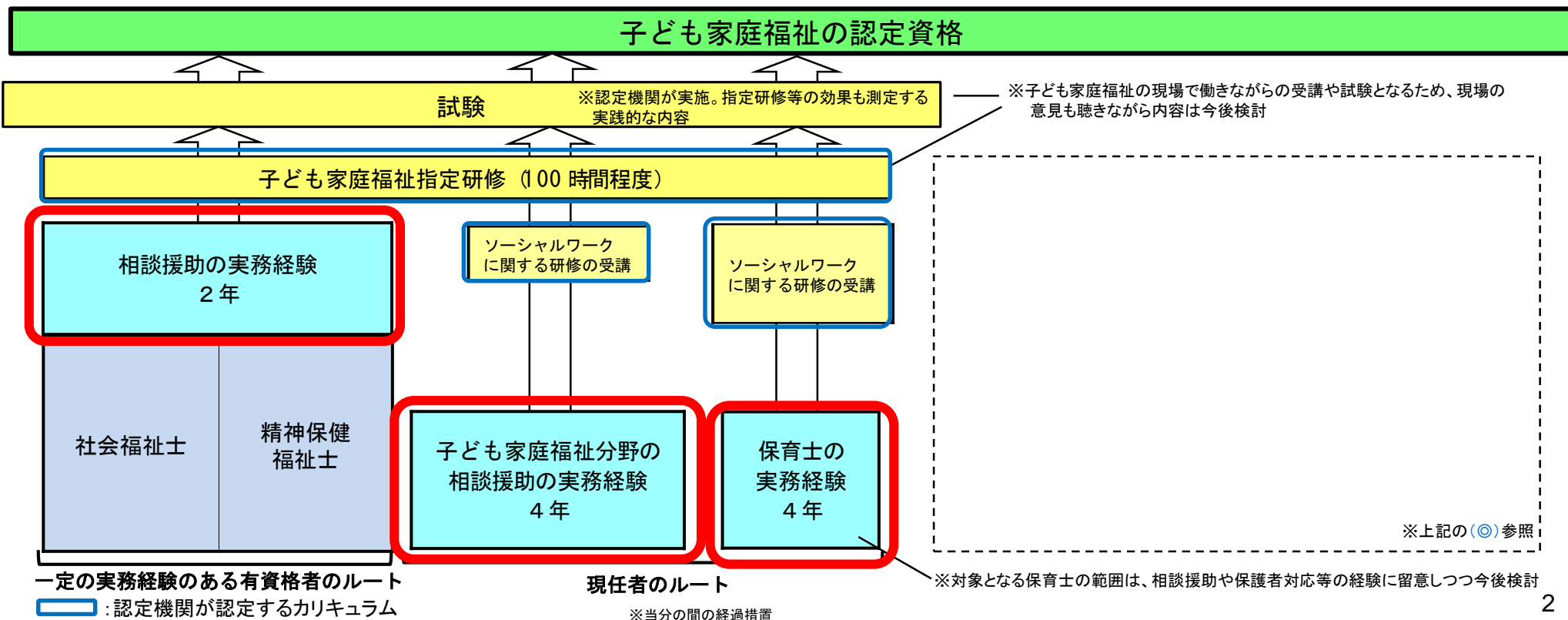
【資料 1】 相談援助の実務経験の範囲について

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- 新たな認定資格の取得に向けた研修の受講者は、
 - ・ 社会福祉士、精神保健福祉士については、2年の相談援助の実務経験を有する者の他、
 - ・ 子ども家庭福祉分野の相談援助が4年以上である者
 - ・ 保育士の実務経験（相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ今後検討。）が4年以上である者としている。



相談援助の実務経験の範囲について（有資格者・現任者ルート）

- 今回の認定資格の枠組みにおいては、「相談援助の実務経験」を有する者が資格取得に向けた研修受講の対象者となることとされているため、認定資格の付与を決定する認定機関において、資格取得希望者の「相談援助の実務経験」を適切に確認することが必要。
- これを踏まえ、相談援助の実務経験の範囲としては、法令等で定められ、外形上客観的にその該当性が判断できる業務等を含めることを想定。
- また、今回の認定資格が児童福祉司の任用要件（※）の一つとして位置づけられていることも踏まえ、児童福祉司の指定施設における相談援助業務のうちから、相談援助の実務経験の範囲を定めることとする。
 - （※） 児童福祉司の任用要件の1つとして、大学で心理学等を修めて卒業した者であって、指定施設で1年以上相談援助業務に従事した者が規定されている。
- 具体的には、今回の認定資格が、まずは子ども家庭福祉分野の現任者の専門性の一層の向上を急務として創設されたものであること、また子ども家庭福祉分野の相談援助等を行う専門的人材の確保が重要であることを踏まえ、児童福祉司の指定施設において、
 - ・ **有資格者ルート**については、**子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験があること**（※）、
 - ・ **現任者ルート（子ども家庭福祉4年の実務経験者ルート）**については、**一定程度、子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を行った経験があること**を、相談援助の実務経験の範囲として認めることを想定。
 - （※） 子ども又はその家庭に対して、相談援助業務を行った経験があれば、その業務量は問わないこととする。
- また、有資格者ルートのうち、子ども又はその家庭に対し、相談援助業務を業務量問わず行った経験があるが、一定程度の相談援助業務まで行っていない者については、子ども家庭福祉に係る支援経験に鑑み、子ども家庭福祉に係る研修について、**子ども家庭福祉に係る基礎的な研修を、上乘せで受講することとする。**

【相談援助の実務経験の範囲の例】（有資格者・現任者ルート）

- 今回の認定資格において、「相談援助の実務経験」の範囲として考えられるものの例は下記の通り。
 - ・ 子ども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をせずとも、実務経験として認めるもの
児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署
 - ・ 子ども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をした場合に、実務経験として認めるもの
保健所、病院及び診療所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、福祉に関する事務所、婦人相談所、婦人保護施設、知的障害者更生相談所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、母子・父子福祉センター、介護保険施設、指定介護療養型医療施設、地域包括支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業を行う施設、特定相談支援事業を行う施設、授産施設、宿所提供施設、老人ホーム、刑事施設、少年院、少年鑑別所、更生保護施設、保護観察所、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っていた施設、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター

※ なお、相談援助業務等を行っていることに係る証明については、上記いずれの場合にも行うこととする。

相談援助の実務経験の範囲について（保育士ルート）

- 保育士については、下記について、現行の有資格者・現任者ルートに含まれているところ。
 - ・ 児童福祉施設等において相談援助業務を行う保育士
 - ・ 保育所等に配置された保育士であって、保護者に対する相談援助などに年間を通じた勤務時間の概ね五割以上従事したもの

- 今回の認定資格の枠組みにおいては、「保育士の実務経験」を有する者が資格取得に向けた研修受講の対象者となることとされている。

- このため、認定資格の付与を決定する認定機関において、資格取得希望者の「保育士の実務経験」を適切に確認することが必要。

- これを踏まえ、「保育士の実務経験」の範囲としては、法令等で定められ、外形上客観的にその該当性が判断できる業務等を含めることを想定。

- 具体的には、現行の有資格者・現任者ルートに含まれる保育士の業務経験の違いや、相談援助業務の実務経験を考慮し、
 - ・ 保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る「要支援児童等対応推進事業」における地域連携推進員であって、相談支援業務を含む業務に4年以上従事した者
 - ・ 保育所長（施設長、園長等）、主任保育士又は副主任保育士（副主任保育士、専門リーダー、中核リーダー等）であって、相談支援業務を含む業務に4年以上従事した者を、実務経験の範囲として認めることを想定。